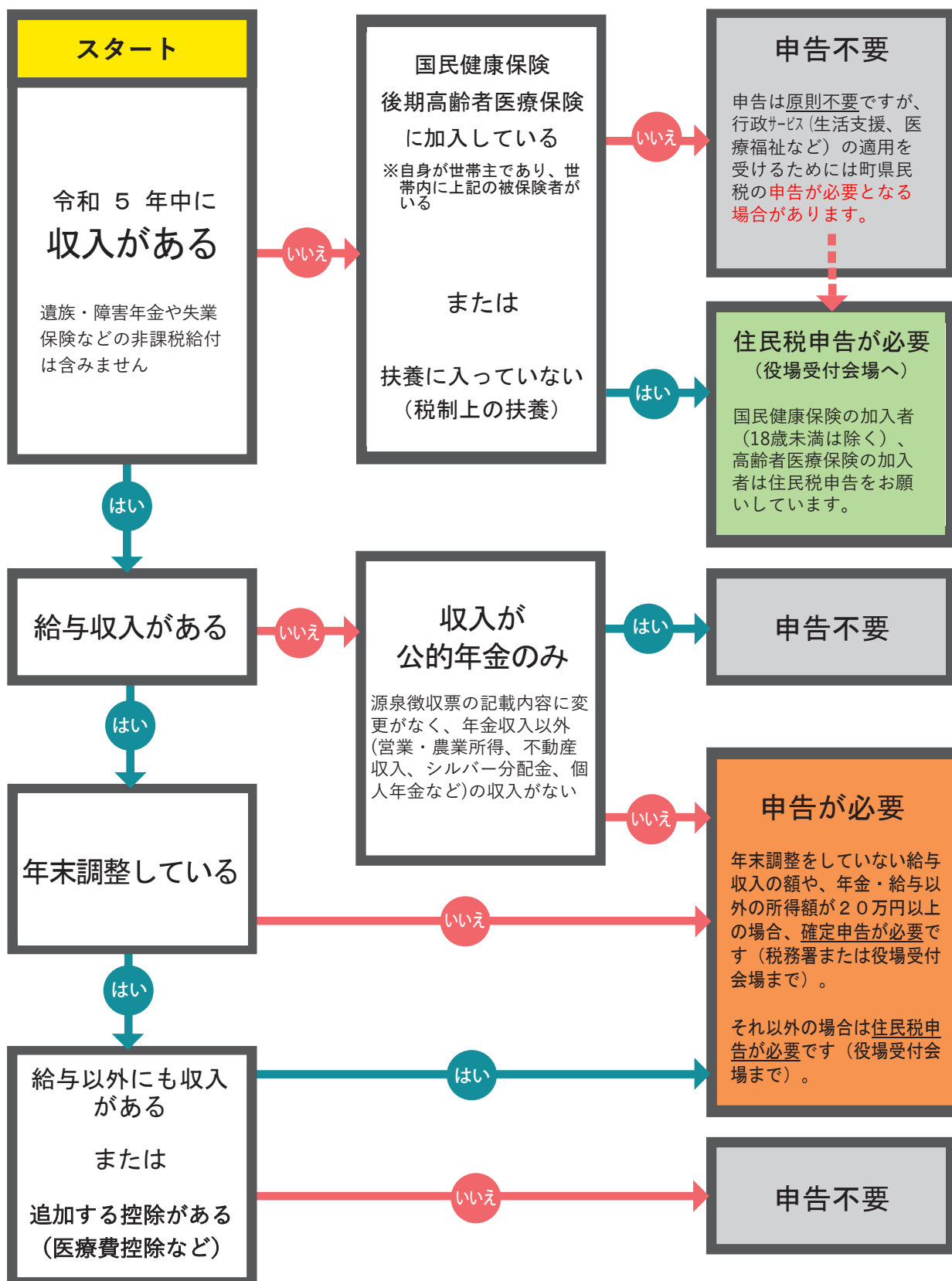


申告が必要かどうかを判断する簡易チャート

昨年申告をされた方には税務署や役場から申告のご案内が發送されますが、届いたから必ず申告しなければならないわけではありません。下記の簡易チャートを参考にご確認ください。



※この簡易チャートは一般例です。申告が必要かどうか迷われる場合は、下記までお問い合わせください。

○作成済みの確定申告書や所得無し申告書の受付は役場税務課窓口まで
(地域局では受付できません)。

○お問い合わせ
多可町役場 税務課
Tel: 0795-32-2386